

令和2年度 正社員雇用拡大助成金事業 成果報告書

令和2年度 正社員雇用拡大助成金事業 事業概要

事業内容

正規雇用の拡大を図るため、若年者を正社員として雇用し、定着に向けた取り組みを実施した県内の中小企業等に対し、助成金を支給し、正社員就職機会の創出や職場定着を推進することを目的とする。

助成対象事業者の主な要件

- (1) 中小企業等であること。
- (2) 県内にて設置届を提出している雇用保険適用事業所であること。
- (3) 正社員数が新規採用日の6か月前の末日より増加している事業所であること。
- (4) 過去6か月以内に事業主都合による離職者がいない事業所であること。
- (5) 暴力団又は暴力団と関係する事業所でないこと。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号、第5号、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業所でないこと。

助成内容

35歳未満の者(卒後1年以内の者を除く)で過去6か月以内に正社員として雇用されていない者を正社員として新規雇用し、定着に繋がる取り組みを新規雇用から3か月の間に実施した場合、予算の範囲内で助成金を支給する。

なお、令和2年4月1日から令和2年11月1日の期間に新規雇用された正社員を対象とする。

助成金額

正社員として新規雇用した1名につき30万円(1事業者当たり3名まで)